

国 港 総 第 5 3 8 号
国 港 技 第 8 5 号
令 和 7 年 1 月 7 日

各地方整備局副局長（次長） 殿
（参考送付）
北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

港 湾 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について

標記について、下記のとおり改正等することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成22年5月20日付け国港総第135号、国港技第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
2 対象事業 上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事については、1件につき予定価格が <u>基準額</u> （「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号） <u>記1に定める額をいう。以下同じ。）</u> 以上の工事、	2 対象事業 上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事については、1件につき予定価格が <u>6億9千万円</u> 以上の工事、第6号に掲げるその他工事については、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については、1件につき予定価格が <u>3億円</u> 以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価

第6号に掲げるその他工事については、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については、1件につき予定価格が<u>3億4,000万円</u>以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が<u>基準額</u>以上の工事とするものとする。	格が<u>基準額</u>（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。）以上の工事とするものとする。
---	---

附 則

この通達による改正後の各規定は、令和7年4月1日から契約を締結する工事に適用する。ただし、令和7年3月31日までの契約締結を見込み、手続を行った工事は除く。